



6/18・19 しべちゃフェアが開催されました

イオン釧路昭和店で「しべちゃフェア」が開催されました。しべちゃフェアは、地域の魅力ある商品をPRするため、平成26年から行われており、今年は3年ぶりの開催となりました。10店舗が出店し乳製品や農畜産品、スイーツ、雑貨などの特選品が販売され、標茶町のPRが行われました。



6/14 駅前通りを華やかに

標茶町商工会商業部会（山内善詔部会長）と標茶駅前商店街協同組合（山内善詔代表理事）による毎年恒例の花植えが行われました。参加した13人は、手際よくマリーゴールド300株をプランターに植え、次々に商店街に設置していきました。きれいに植えられた鮮やかな花々は、買い物客や行き交う人の目を楽しませています。



6/21 夏の花壇を色鮮やかに

標茶町花いっぱいコスモス推進会議（舘トシ子会長）の皆さんが、標茶駅前と開発センター前花壇で花の植え替え作業を行いました。照りつける太陽の下、会員らの手により、マリーゴールドやサルビア、ペチュニアなど、季節の花約450株が植えられると、花壇は爽やかに、夏らしく様変わりしました。



6/16 国税局より感謝状が送られました

本町は国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した確定申告のデータ送信に積極的に取り組んでおり、電子申告の割合が90%を超えたため札幌国税局長より感謝状が送られました。電子申告により事務作業が大幅に削減され、所得税の還付も早くなります。今後も継続し、行政サービス向上に努めます。



6/21 たんちょう大学交通安全運動

たんちょう大学と標茶小学校4年生の皆さんが、役場前の国道391号線沿いに立ち、ドライバーへ交通安全を呼びかけました。

ありがとうございます

5/24



標茶町建築事業協会（佐藤紀寿会長）の皆さんが地域貢献活動として、各農村公園の設備、塘路住民センターの手すり、ひまわり保育園玄関・ペランダのモルタル補修と木製ベンチの寄贈をしてくださいました。ベンチは農業者トレーニングセンターと塘路住民センターに設置されました。

5/27



あすなる道路東営業所（今敏次所長）の皆さんが地域貢献活動として、町道南標茶1号線のごみ拾いをしてくださいました。

6/16



クニオカ工業（弟子屈町、今誠代表取締役）、白崎建設（釧路市、白崎義章代表取締役社長）の皆さんが地域貢献活動として、萩野墓地の通路整備をしてくださいました。



6/24 社会見学に訪れました

塘路小中学校（松永和弘校長）の3・4年生5人が社会見学として役場を訪れ、町長との対談や役場内の見学を行いました。児童は「町長が優しく話してくれ、いろいろ質問ができて良かった。役場は町民のことを考え、いろいろなことをしているということが分かり、いい経験になった」と感想を述べました。



6/27・7/1 移動期日前投票所が設置されました

第26回参議院議員通常選挙で、移動期日前投票所が「栄コミュニティハウス前」、「茅沼コミュニティハウス前」、茅沼「こすもす前」に設置されました。藤田榮一選挙管理委員長は「移動期日前投票所の設置を喜んでいる声も聞かれ、設置の意義は大いにあると思う。これからも投票率向上の取り組みを研究していきたい」と話されました。

活躍が期待されます

6/29



北海道糸東会標茶支部清澄館の高野潤さん（中茶安別、写真奥右から2人目）、長坂茉莉さん（中茶安別小5年、写真手前左）、長坂和都さん（中茶安別小4年、写真手前右）が、第62回空手道糸東会全国選手権大会出場を決め、その報告に役場を訪れました。選手らは「初めての全国大会なので、一勝はできるよう頑張りたい」などと意気込みを語りました。

国民年金保険料 国民年金保険料は口座振替での前納・早割が便利でお得です!

国民年金保険料はまとめて納付すると、割引されてお得な上、納め忘れの心配もなく安心です。

■当月に口座振替する早割は月50円（年間600円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。また、現金納付の場合は、当月末までに納付しても割引はありません。

■6カ月分以上まとめて前納した場合はさらにお得！

口座振替でまとめて前納すると早割よりもお得に納付できます。詳しくは下記をご覧ください。

■申込方法

口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関への届け出印）し、年金事務所か口座振替を行う口座のある金融機関窓口へ提出してください。

※口座振替申出書は年金事務所の窓口、または日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）にあります。

令和4年度の納付方法別割引額

納付方法	納付額	割引額	納付期限	申込期限	
毎月納付	現金納付・通常の口座振替	16,590円	割引なし	翌月末	—
	口座振替（早割）	16,540円	50円	当月末	随時
6カ月前納	口座振替 98,410円 (現金毎月だと99,540円)	1,130円	10月末 (10月～翌年3月)	8月末	
			4月末 (翌年4～9月)	令和5年 2月末	
1年前納	口座振替 194,910円 (現金毎月だと199,080円)	4,170円	翌年4月末 (翌年4～翌々年3月)	令和5年 2月末	
2年前納	口座振替 381,530円 (現金毎月だと398,160円)	16,630円	翌年4月末 (翌年4～令和7年3月)	令和5年 2月末	

※令和5年度の保険料は変更となる場合があります。

※口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

※その他、クレジットカードによる納付方法があります。

※口座振替の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

■申し込み・問い合わせ／釧路年金事務所国民年金課（☎0154-22-5810）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 国民健康保険税の減免について

○対象者／以下のいずれかに該当する方

・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **国民健康保険税の全額を免除**

・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、下記の①から③全てに該当する世帯の方 ⇒ **国民健康保険税の一部を減免**

①世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③世帯の主たる生計維持者の、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○算定方法

(A) 対象保険税	(B) 減免割合	(C) 減免額
$(\text{保険税額}) \times (\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額}) \div (\text{世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額})$	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 300万円以下の場合 400万円以下の場合 550万円以下の場合 750万円以下の場合 1,000万円以下の場合	減額または減免の割合 全部（10分の10） 10分の8 10分の6 10分の4 10分の2
		(A)
		×
		(B)

○**減免対象**／令和3年度・令和4年度国民健康保険税のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間が納期限となっているもの

○**申請方法**／申請書に必要書類を添えて提出

○**申請先・問い合わせ**／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線151）